

(2) 農業振興地域の整備に関する法律関係

農業振興地域制度は、一体的に農業の振興を図るべき地域として都道府県が指定した農業振興地域において、市町村が農業振興地域整備計画を策定し、将来にわたって農業上の利用を確保すべき土地として指定した農用地区域の整備と保全に取り組む制度です。桜川市では、市街化区域と山地を除く約 14,947ha が農業振興地域として指定されており、このうち約 4,032ha が「桜川農業振興地域整備計画」において農用地区域として指定されています。農用地区域内では農地転用が厳しく制限されており、なおかつ、農地の集団性や周辺の営農活動に支障を生じさせないなどの要件に該当しなければ農地を農用地区域から除外することはできません。

(3) 森林法関係

桜川市における森林のうち約 1,428.35ha が国有林であり、民有林のうち約 1,131ha が森林法に基づく保安林として指定されています。これらの国有林・保安林は、主に水源の涵養や土砂流出の防備などに大きな役割を果たしています。保安林では、その目的に沿った森林の機能を確保するため、森林法に基づき、立木の伐採や土地の形質の変更などが厳しく制限されています。

(4) 自然公園法及び茨城県立自然公園条例関係

自然公園制度は、優れた自然風景を維持している地域の保護とレクリエーション等における利用の増進を図るための制度です。自然公園には、国が指定する国立公園及び国定公園と都道府県が指定する都道府県立自然公園があります。桜川市では、筑波山とこれに連なる足尾山・加波山・雨引山のうち約 3,704ha が自然公園法に基づく「水郷筑波国定公園」に指定されています。また、市域北部の富谷山と高峯のうち約 1,219ha が茨城県立自然公園条例に基づく「笠間県立自然公園」に、市域東端に面する吾国山のうち約 75ha が同条例に基づく「吾国愛宕県立自然公園」にそれぞれ指定されています。自然公園は、その重要性に応じて大きく特別地域と普通地域とに区分されており、それぞれ許可制と届出制によって工作物の建設や土地の形状の変更などが制限されています。

(5) 自然環境保全法及び茨城県自然環境保全条例関係

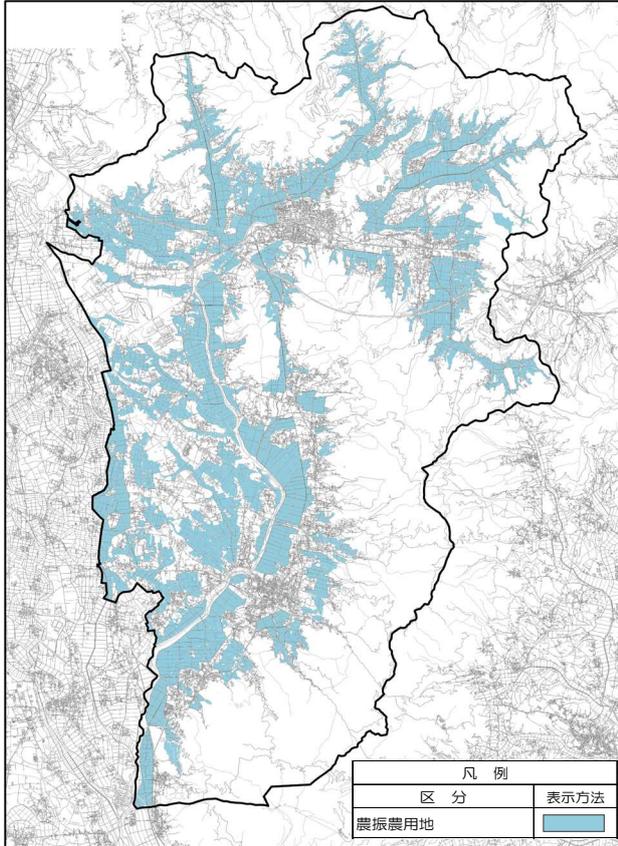
自然環境保全地域制度は、優れた自然環境を維持している地域を保全するための制度です。自然環境保全地域には、国が指定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域と都道府県が指定する都道府県自然環境保全地域があります。桜川市では、市域北西部に位置する鴨鳥五所神社周辺約 4.8ha と上野沼約 14.4ha がそれぞれ茨城県自然環境保全条例に基づく都道府県自然環境保全地域に指定されています。自然環境保全地域も、自然公園と同じくその重要性に応じて特別地域と普通地域とに区分されており、それぞれ許可制と届出制によって工作物の建設や土地の形状の変更などが制限されています。

(6) その他の法令及び条例関係

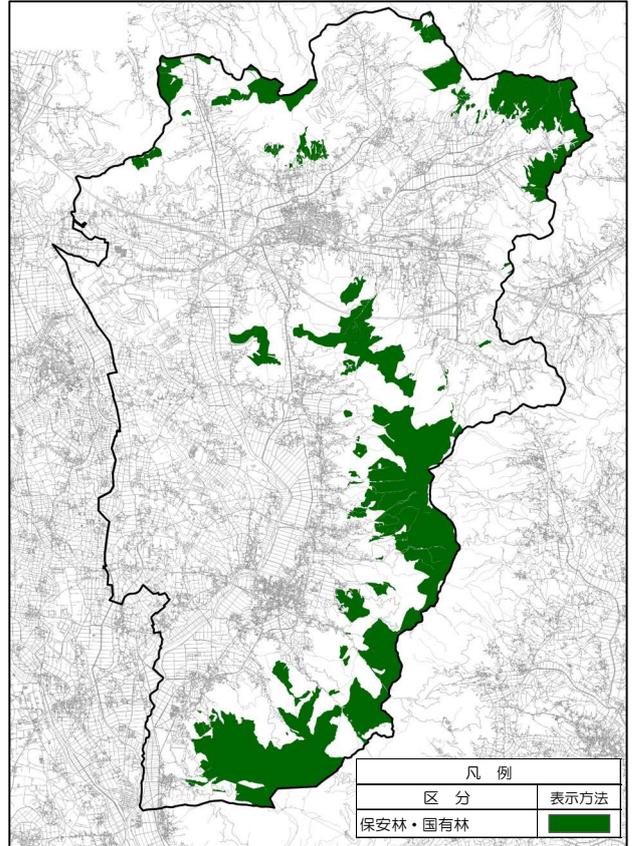
(1) から (5) までに掲げるもののほか、景観の形成に関わる法規制としては文化財保護法や歴史まちづくり法(※5)、茨城県景観形成条例、茨城県屋外広告物条例、桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例などがあります。

※5. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律をいう。

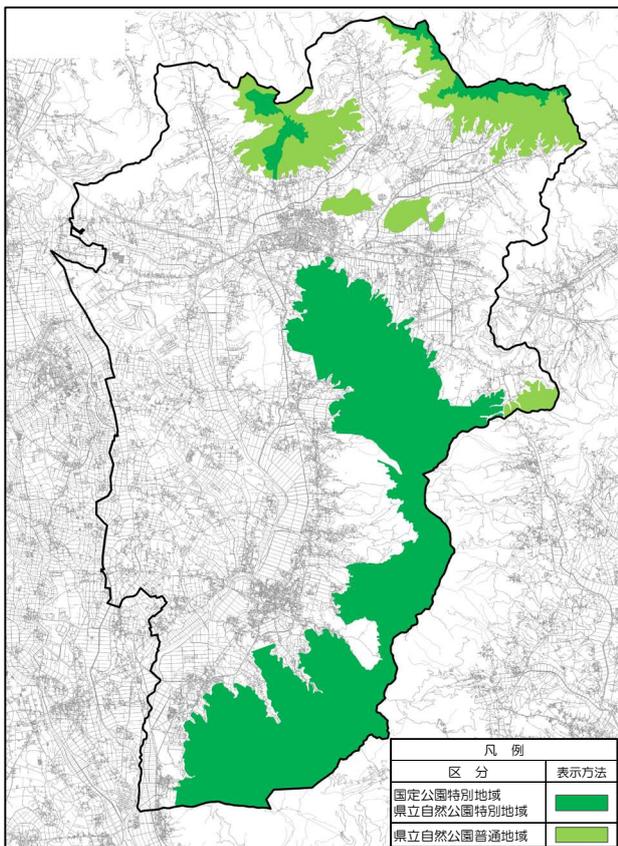
图一 法規制状況图 (農用地区域)



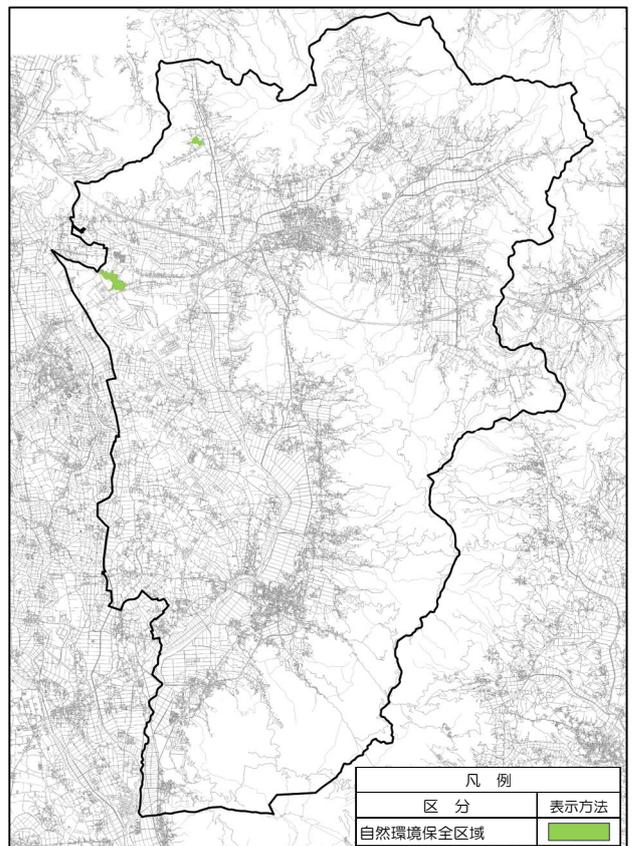
图一 法規制状況图 (国有林・保安林)



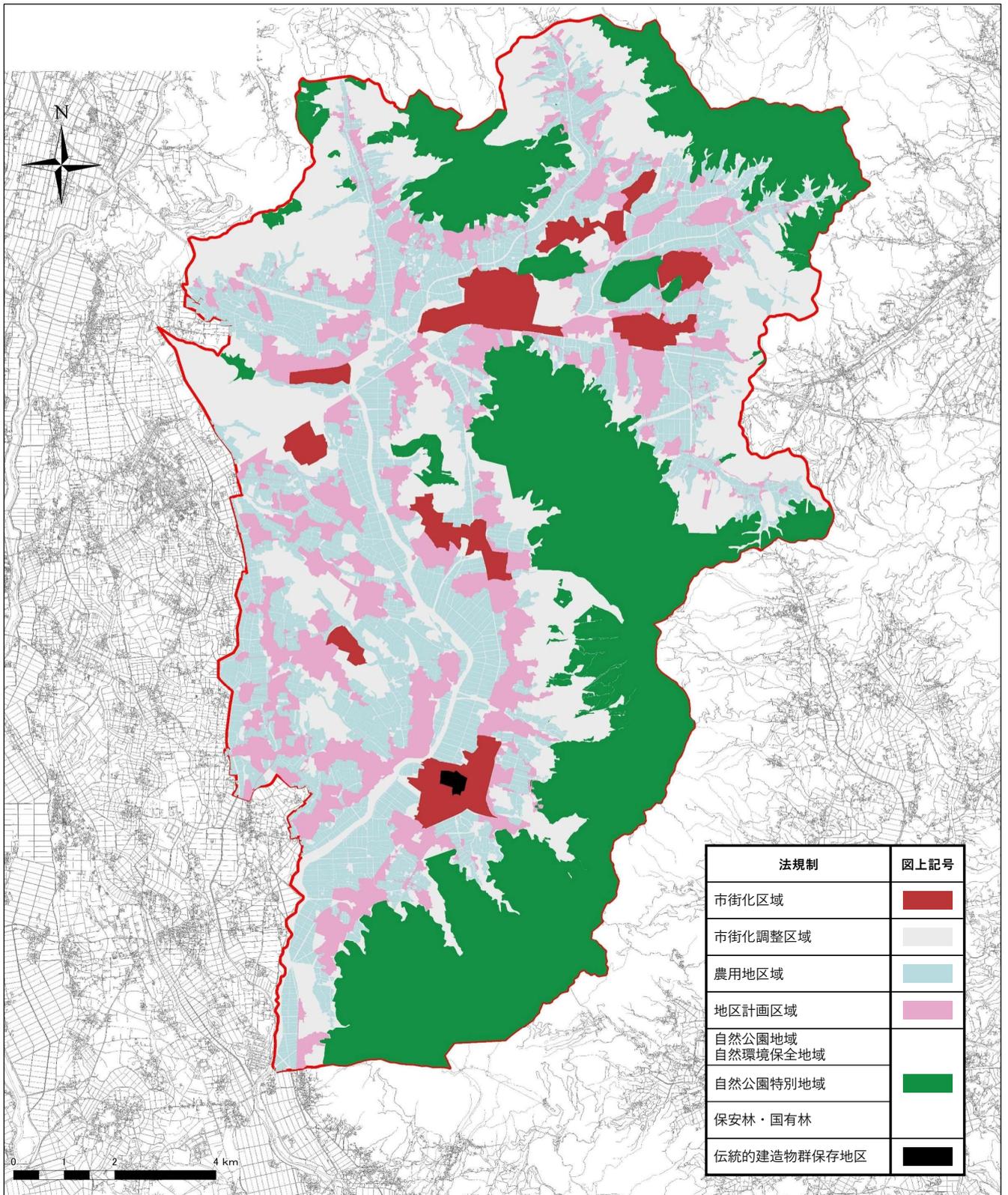
图一 法規制状況图 (国定公園・県立自然公園)



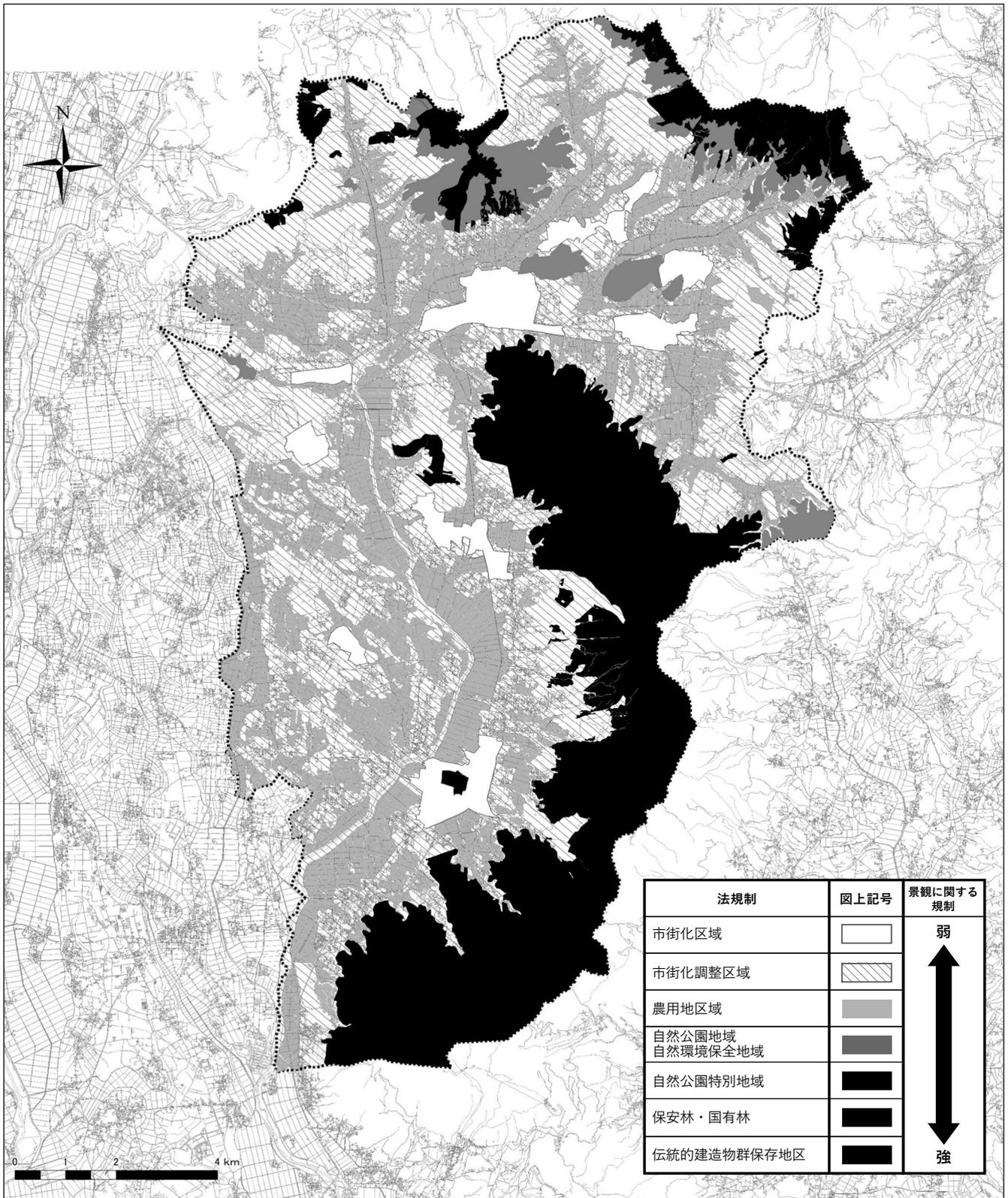
图一 法規制状況图 (県自然環境保全地域)



図一 景観の形成に関わる法規制状況図（総括図）



図一 景観の形成に関わる法規制強度可視化図



図一参考図（景観の形成に関わる法規制強度・市固有の景観資源・主要な交通施設）

